

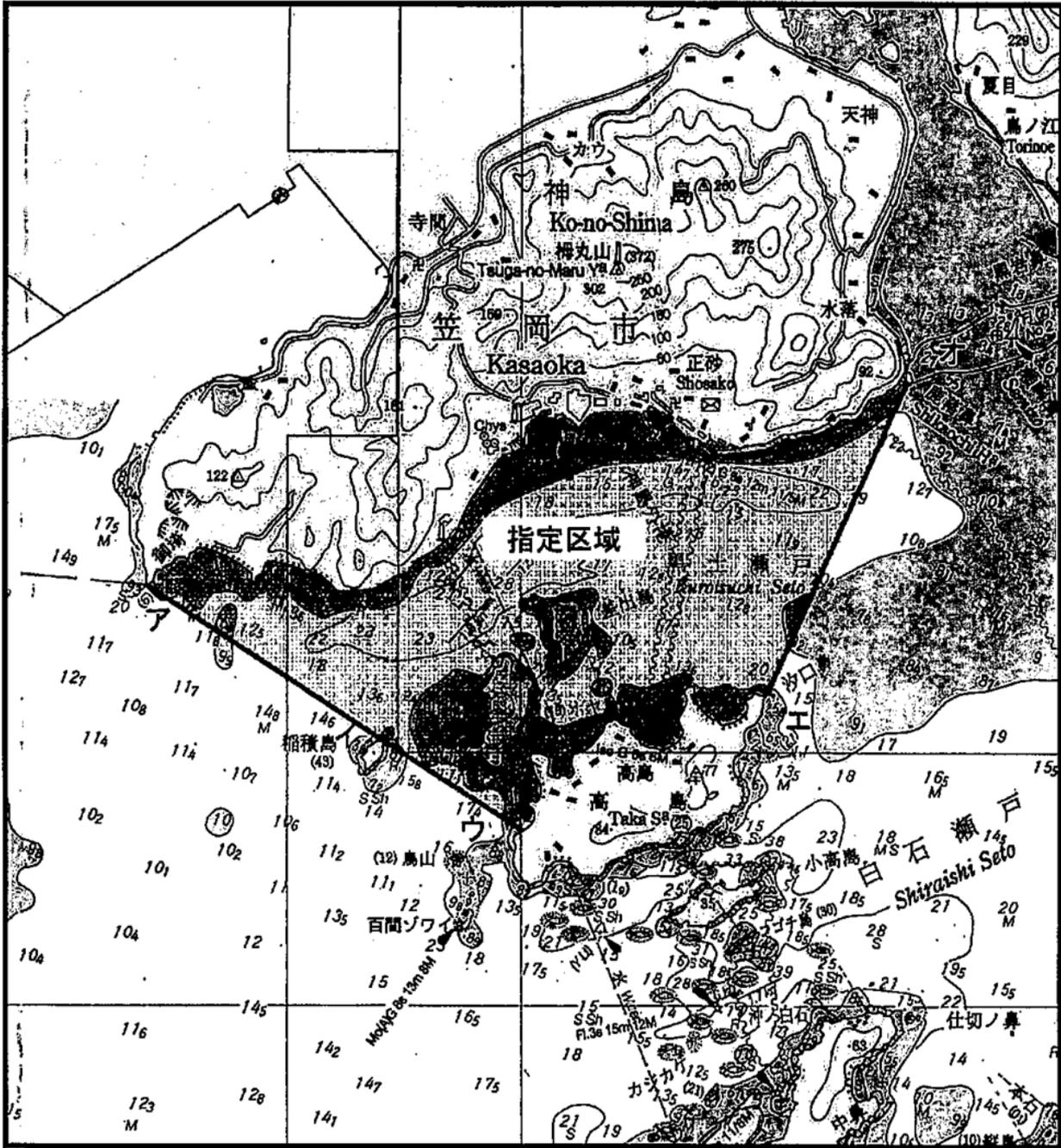
岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第1項の規定に基づき、許可をすべき知事許可漁業に関する制限措置を定めるとともに、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり公示する。

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置
別表のとおり
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年10月1日から令和7年10月20日まで

別表

県名	漁業の名称及び漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む者の資格
広島県	小型機船底びき網漁業 手繰第2種漁業 あみこぎ網漁業	倉敷市玉島番所鼻から下水島西端を見通す線以西の岡山県海面 ただし、指定区域(別紙のとおり)を除く。	11月1日から 1月31日まで	5トン未満	48キロワット 以下	50	令和7年度広島・岡山連合海区入漁協定に参加している者であること

指定区域(あみこぎ網漁業を操業してはならない区域)



次の基点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点の位置

- 基点ア 岡山県笠岡市神島御崎南西端
- 基点イ 岡山県笠岡市穂積島北端
- 基点ウ 基点アから基点イを見通した延長線と、笠岡市高島の海岸線との交点
- 基点エ 岡山県笠岡市高島北東端(汐口鼻)
- 基点オ 岡山県笠岡市神島南東端(鹿落鼻)